

## 13. 定量的目標の設定

### 13.1. 目標設定についての基本的な考え方

都市計画運用指針では、概ね 5 年ごとに立地適正化計画の見直しを行うにあたり、計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点から、あらかじめ、立地適正化計画の策定にあたり、計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、立地適正化計画の評価にあたり、当該目標値の達成状況等を合わせて評価、分析することも考えられ、目標値としては、例えば居住誘導区域内の人口密度等が挙げられるとされています。

### 13.2. 今後 20 年の人口展望とあるべき姿

居住誘導区域の人口密度を考える場合、例えば、人口推計により実人口が減少する見通しであれば、目標値は、居住エリアのコンパクト化と人口集約による密度増加または維持、あるいは密度低下の抑制という方向になると考えられます。

一方、箕面市においては、10 年後に現在より 8,280 人増加する人口ピークを迎え、その後減少局面に入りますが、本計画が展望する 20 年後の 2035 年は、今より 4,879 人増の 139,942 人と推計されています。

人口増の主要因は、新市街地への人口定着進展と見込まれているところですが、懸念すべきは、増加分の人口が計画的な新市街地への流入や既成市街地への人口呼び戻しに資するものでなく、今さらながらに市街化調整区域などに拡散する事態です。

項番 4.6.4. 「【参考】各地域の人口特性（社人研推計を使用した場合）」で見たように、箕面市人口推計においても 45 年後の 2060 年には、社人研推計が描く 20 年後の姿へと人口減少が進みますので、そのタイムラグは 25 年であり、その近い将来を見通すと、今から後 10 年程度の一時的な人口増加局面において市街化の拡散を生じさせることは、大きな負の資産となります。

大阪府都市計画区域マスタープランでは、現時点では新たな住宅系市街地の市街化区域への編入は鉄道駅への徒歩圏に限るものとしており、箕面市においては該当する箇所がないため市街化調整区域が住宅地として市街化区域に編入されることはないと考えられますが、市街化調整区域での開発行為が完全に止められるわけではありませぬので、人口増加局面であるからと言って油断せず、将来的には人口規模に合わせてさらなるコンパクト化を進めることになる現実

を見つめ、現在のフェーズに対応しなければなりません。

これらのことから、箕面市が20年展望の中でめざすべきは、市街化の拡散防止であり、かつ、居住誘導区域に含めないこととしたエリアについても、現在居住している住民の区域内への誘導はごく緩やかに進むものとして、新たな開発等による人口増は当然防ぐべきです。

このことから導き出される定量的目標値は、市街化調整区域と、市街化区域のうち居住誘導区域に含めないこととしたエリアの人口はこれ以上増加させないことを前提に、現在よりも増加する人口をすべて居住誘導区域内で吸収することとした場合の居住誘導区域内の人口密度とすべきと考えます。

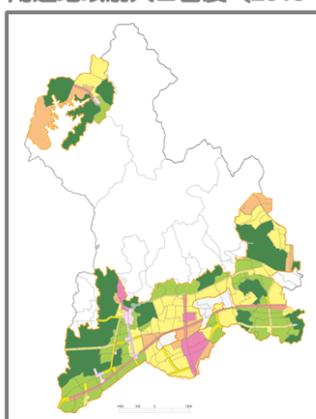
### 13.3. 居住誘導区域内の多様性への配慮

人口密度の観点からもう一つ配慮すべきは、箕面市の市街地が持つ豊かな多様性です。

箕面市の市街地は、項番 4.3.3. 「用途地域別の人口密度」で見えてきたとおり、用途地域によって人口密度には有意に差があり、低層住宅の多い比較的のどかなエリア、中高層マンションが建つ都会的なエリアなどが近接して存在する、その多様性が街並みの魅力の一つにもなっています。

しかしながら、項番 4.5.4.3. 「2035年（20年後）の用途地域別の人口密度」で見たように、現在の値と2035年の推計値とを比べると、現在、比較的低密度な用途地域において高密度化し、比較的高密度な用途地域において低密度化する、用途間での開きの縮減傾向が見られます。

用途地域別人口密度（2015年・2035年）



用途地域	人口密度	
	2015年	2035年
第一種低層住居専用地域（1低専）	55.64人/ha	61.61人/ha
第二種低層住居専用地域（2低専）	70.85人/ha	59.32人/ha
第一種中高層住居専用地域（1中高）	99.16人/ha	93.80人/ha
第二種中高層住居専用地域（2中高）	67.38人/ha	74.64人/ha
第一種住居地域（1住居）	95.63人/ha	91.40人/ha
第二種住居地域（2住居）	31.77人/ha	37.27人/ha
準住居地域（準住居）	63.21人/ha	61.65人/ha
近隣商業地域（近商）	88.78人/ha	80.67人/ha
商業地域（商業）	19.60人/ha	20.71人/ha

このように密度が平準化されていくということは、市街地の多様性が徐々に薄れていくということであり、定量的目標値は市街化区域全体の人口密度を設

定めますが、今後、まちづくりを進めるにあたっては、市街化区域全体を見る単一的な視点だけでなく、街並みの多様性による魅力創出についても意識して定点観測を続けていく必要があります。

また、商業地域であっても、例えば船場東エリアのように商業・業務の中に居住がうまく溶け込み、都市的な居住を享受できる可能性の広がる地域もあり、地域性ととともに、住まう視点から感じる魅力の多様性を大切に、まちづくりを進めていきます。

### 13.4. 定量的目標値の設定

現在の居住誘導区域内の人口密度は平均 63.82 人/ha で、人口ピークを迎える 10 年後、その増加分がすべて居住誘導区域内に定着するとした場合の区域内の人口密度は 68.13 人/ha、20 年後には 66.36 人/ha となります。

時 点	人口密度の目標とする目安値		
	居住誘導区域内	市街化区域のうち 居住誘導区域に 含まないエリア	市街化調整区域
現 在	63.82 人/ha	41.17 人/ha	1.97 人/ha
2025 年 (10 年後・人口ピーク)	68.13 人/ha	同上未満	同上未満
2035 年 (20 年後)	66.36 人/ha	同上未満	同上未満

人口動向の実績と居住誘導区域内の人口密度を検証し、人口動向が推計どおりに推移しているにもかかわらず居住誘導区域内密度が目安値に達していない場合は、なんらかの要因で市街地の拡散が起きていないか検証し、対策を講じなければなりません。

ただし、真にクリティカルなチェックポイントは、市街化調整区域と、市街化区域のうち居住誘導区域に含まないエリアの人口密度であり、これらの数値が有意に上がっていることが確認されれば、早急な対応が必要です。

(両面印刷調整用白紙)

## 14. 参考資料

### 14.1. 都市再生特別措置法（抜粋）

都市再生特別措置法

（平成十四年四月五日法律第二十二号）

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節 立地適正化計画の作成等

（立地適正化計画）

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であつて、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

- 2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
  - 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
  - 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
  - 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
  - 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
    - イ 誘導施設の整備に関する事業
    - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
    - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
  - 五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るため

## に必要な事項

- 3 前項第四号に掲げる事項には、市町村が実施する事業等に係るものを記載するほか、必要に応じ、当該市町村以外の者が実施する事業等に係るものを記載することができる。
- 4 市町村は、立地適正化計画に当該市町村以外の者が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 5 第二項第五号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。
  - 一 都市機能誘導区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域（以下「駐車場配置適正化区域」という。）
  - 二 前号の区域における路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。第百六条第一項において同じ。）の配置及び規模の基準（同条において「路外駐車場配置等基準」という。）に関する事項
  - 三 第一号の区域における駐車施設（駐車場法第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。）の機能を集約するために整備する駐車施設（第一百七条において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模に関する事項
- 6 市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。
- 7 市町村は、立地適正化計画に第五項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。
- 8 第二項第五号に掲げる事項には、居住誘導区域外の区域のうち、住宅が相当数存在し、跡地（建築物の敷地であった土地で現に建築物が存しないものをいう。以下この項において同じ。）の面積が現に増加しつつある区域で、良好な生活環境の確保及び美観風致の維持のために当該区域内の跡地及び跡地に存する樹木（以下「跡地等」という。）の適正な管理が必要となると認められる区域（以下「跡地等管理区域」という。）並びに当該跡地等管理区域における跡地等の適正な管理を図るための指針（第百十条において「跡地等管理指針」という。）に関する事項を記載することができる。
- 9 立地適正化計画は、議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即するとともに、同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 10 立地適正化計画は、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 11 第二項第二号の居住誘導区域は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その

他の行政運営が効率的に行われるように定めるものとし、都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）、建築基準法第三十九条第一項に規定する災害危険区域（同条第二項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）その他政令で定める区域については定めないものとする。

- 1 2 第二項第三号の都市機能誘導区域及び誘導施設は、立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるものとする。
- 1 3 市町村は、立地適正化計画の作成に当たっては、第二項第二号及び第三号の施策並びに同項第四号の事業等において市町村の所有する土地又は建築物が有効に活用されることとなるよう努めるものとする。
- 1 4 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、都道府県都市計画審議会。第八十四条において同じ。）の意見を聴かなければならない。
- 1 5 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に立地適正化計画の写しを送付しなければならない。
- 1 6 第二項から前項までの規定は、立地適正化計画の変更（第十四項の規定については、国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（都市計画法の特例）

第八十二条 前条第二項第一号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第十五項（同条第十六項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第十八条の二第一項の規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

第八十三条 【略】

（立地適正化計画の評価等）

第八十四条 市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該立地適正化計画の区域における住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとする。

- 2 市町村は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を市町村都市計画審議会に報告しなければならない。

- 3 市町村都市計画審議会は、必要に応じ、市町村に対し、立地適正化計画の進捗状況について報告を求めることができる。
- 4 市町村都市計画審議会は、第二項又は前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、市町村に対し、意見を述べることができる。

(都市計画における配慮)

第八十五条 都市計画決定権者は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、立地適正化計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

第八十六条～八十七条 【略】

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
  - 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
  - 四 その他市町村の条例で定める行為
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。
  - 3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が居住誘導区域内における住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、住宅等の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。
  - 4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、

その勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八十九条～第七百七条 【略】

第百八条 立地適正化計画の区域内において、当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は当該誘導施設を有する建築物を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して当該誘導施設を有する建築物とする行為を行おうとする者（当該誘導施設の立地を誘導するものとして当該立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内においてこれらの行為を行おうとする者を除く。）は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 四 その他市町村の条例で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で支障があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするために必要な勧告をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 14.2. 立地適正化計画検討小委員会運営要領

(趣旨)

第1条 箕面市都市計画審議会（以下「審議会」という。）において、市長が審議会に諮問する「立地適正化計画」を審議するにあたり、審議会に立地適正化計画検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設けることが承認されたことから、小委員会での検討作業を有効かつ円滑に運営するための必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 小委員会は、立地適正化計画に関して専門的見地（都市政策、商業、都市景観、行政）からの情報交換、意見交換を行うことにより、より多角的な視点で、総合的な検討を行うものとする。

2 小委員会は、審議会での議論を円滑に進めるための検討資料等を作成するものとする。

(組織)

第3条 小委員会の構成は別表のとおりとし、座長は小委員会の構成員の互選によりこれを定めるものとする。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が座長の職務を代理するものとする。

(会議)

第4条 小委員会は、必要に応じて市長が招集するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 小委員会の庶務は、みどりまちづくり部まちづくり政策室において行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営について必要な事項は、座長が小委員会に諮って定めるものとする。

別表（第3条関係）

専門分野	氏名	備考	
都市政策	土井 健司	大阪大学	審議会委員
商業	小枝 正幸	箕面商工会議所	審議会委員
都市景観	林 十一	大阪府建築士事務所協会（景観整備機構）	臨時委員
行政	武友 憲重	大阪府池田土木事務所	臨時委員

### 14.3. 検討の経過

#### 14.3.1. 箕面市都市計画審議会

- ・平成 26 年（2014 年）11 月 21 日（計画の検討及び検討体制について報告）
- ・平成 27 年（2015 年）4 月 17 日（計画素案の方向性について報告）
- ・平成 27 年（2015 年）11 月 19 日（計画素案について報告）
- ・平成 28 年（2016 年）1 月 20 日（計画案について諮問）
- ・平成 28 年（2016 年）1 月 21 日（計画案について答申受領）

#### 14.3.2. 立地適正化計画検討小委員会

- ・第 1 回 平成 27 年（2015 年）2 月 2 日
- ・第 2 回 平成 27 年（2015 年）3 月 2 日
- ・第 3 回 平成 27 年（2015 年）3 月 31 日
- ・第 4 回 平成 27 年（2015 年）9 月 30 日

第 1 回から第 3 回までは、「箕面市立地適正化計画（素案）の方向性」に係る議論を、第 4 回は、第 1 次パブリックコメントや各政策分野の外部機関等との協議事項を踏まえ、「箕面市立地適正化計画（素案）」への反映に係る議論を中心に行いました。

#### 14.3.3. 市民意見反映のための手続き

（市民説明会）

- ・第 1 回 平成 27 年（2015 年）5 月 9 日
- ・第 2 回 平成 27 年（2015 年）12 月 5 日

（パブリックコメント手続き）

- ・第 1 次パブリックコメント  
平成 27 年（2015 年）5 月 8 日～6 月 8 日  
「箕面市立地適正化計画（素案）の方向性について」
- ・第 2 次パブリックコメント  
平成 27 年（2015 年）12 月 1 日～平成 28 年（2016 年）1 月 8 日  
「箕面市立地適正化計画（素案）」

#### 14.3.4. 各種団体との意見交換会

- ・平成 27 年（2015 年）5 月 20 日 箕面市障害者市民施策推進協議会
- ・平成 27 年（2015 年）6 月 1 日 彩都建設推進協議会
- ・平成 27 年（2015 年）6 月 10 日 箕面市子ども・子育て会議
- ・平成 27 年（2015 年）6 月 25 日 箕面市地域公共交通活性化協議会
- ・平成 27 年（2015 年）7 月 10 日 「関西スポーツ科学・ヘルスケア総合センター（仮称）」関係者連絡協議会
- ・平成 27 年（2015 年）7 月 10 日 大阪船場繊維卸商団地協同組合
- ・平成 27 年（2015 年）10 月 21 日 四包括会議
- ・平成 27 年（2015 年）11 月 19 日 箕面市保健医療福祉総合審議会

#### 14.3.5. 近隣市町との意見交換

- ・平成 27 年（2015 年）10 月 26 日 茨木市
- ・平成 27 年（2015 年）10 月 26 日 豊中市
- ・平成 27 年（2015 年）10 月 27 日 吹田市
- ・平成 27 年（2015 年）10 月 30 日 池田市
- ・平成 27 年（2015 年）10 月 30 日 豊能町

## 14.4. 分析対象施設リスト

項番 6.2.「子育てと学校教育」から項番 6.6.「食料・日用品店舗の立地状況」までの分析において、対象とした施設は次のとおりです。

なお、施設の立地状況のプロットに使用したデータであるため、住所には方書きや部屋番号の記載を省略しています。

### ■小学校

名称	住所
箕面小学校	百楽荘 1-8-7
止々呂美小学校	森町中 1-23-14
萱野小学校	萱野 2-7-40
北小学校	箕面 3-4-1
南小学校	桜 6-5-1
西小学校	新稲 3-12-2
東小学校	粟生新家 5-5-1
西南小学校	瀬川 3-2-1
萱野東小学校	石丸 1-18-1
豊川北小学校	粟生間谷西 4-3-1
中小学校	稲 1-15-8
豊川南小学校	小野原東 3-2-1
萱野北小学校	如意谷 4-4-1
彩都の丘小学校	彩都粟生北 2-1-5
聖母被昇天学院小学校	如意谷 1-13-23

### ■中学校

名称	住所
第一中学校	新稲 3-2-1
止々呂美中学校	森町中 1-23-14
第二中学校	萱野 1-15-12
第三中学校	瀬川 3-2-2
第四中学校	石丸 1-17-1
第五中学校	稲 4-3-12
第六中学校	粟生間谷西 1-3-1
彩都の丘中学校	彩都粟生北 2-1-5
聖母被昇天学院中学校	如意谷 1-13-23
関西学院千里国際中等部	小野原西 4-4-16

### ■保育所

名称	住所
桜ヶ丘保育所	桜ヶ丘 3-12-5
萱野保育所	萱野 1-19-30
稲保育所	船場西 1-11-9
東保育所	粟生外院 5-2-1

常照寺隣保館保育園	白島 2-15-12
小野原学園	小野原西 1-12-41
法泉寺保育園	粟生間谷東 5-21-14
もみじ保育園	今宮 2-4-25
みずず学園桜ヶ丘保育園	桜ヶ丘 1-10-29
瀬川保育園	瀬川 3-2-6
桜保育園	桜 2-15-14
つばさ学園	外院 1-2-3
彩都みのり保育園	彩都粟生南 6-15-4
森町友星保育園	森町中 1-1-6
箕面保育園	箕面 5-12-30
紅葉夢保育園	萱野 5-7-30
アートチャイルドケア箕面	桜井 2-11-16
アスク彩都西保育園	彩都粟生南 1-18-38
箕面ポッポ保育園	西小路 2-6-16
めばえ保育園	箕面 6-10-19

#### ■ 地域型保育事業所

名称	住所
かいせいプチ保育園小野原園	小野原東 5-4-12
のいちご保育園	粟生新家 3-23-13
つくし保育園	白島 1-1-33
ひじりとよかわ保育園	粟生間谷西 1-2-1

#### ■ 認可外保育施設

名称	住所
さくらんぼ保育園	牧落 2-20-18

#### ■ 幼稚園

名称	住所
かやの幼稚園	萱野 2-7-16
せいなん幼稚園	瀬川 3-2-3
ひがし幼稚園	粟生間谷西 1-7-1
なか幼稚園	箕面 5-10-23
とよかわみなみ幼稚園	小野原東 4-27-43
箕面桜ヶ丘幼稚園	桜ヶ丘 2-8-16
粟生幼稚園	粟生間谷東 5-30-19
若葉幼稚園	桜井 2-7-2
箕面学園附属幼稚園	箕面 7-7
カトリック聖マリア幼稚園	池田市満寿美町 9-26
亀之森幼稚園	池田市住吉 2-3-1
石橋文化幼稚園	池田市石橋 2-12-12
池田旭丘幼稚園	池田市旭丘 1-9-21
池田五月山教会幼稚園	池田市五月丘 2-7-19
友星幼稚園	池田市伏尾台 2-11

あけぼの幼稚園	豊中市南桜塚 2-14-7
アソカ幼稚園	豊中市新千里東町 3-5-1
みくま幼稚園	豊中市新千里西町 2-23-2
蛭池文化幼稚園	豊中市蛭池西町 1-11-3
春日荘聖マリア幼稚園	豊中市春日町 3-8-15
梅花幼稚園	豊中市上野西 1-5-30
豊中みどり幼稚園	豊中市宮山町 1-2-26
箕面自由学園幼稚園	豊中市宮山町 4-21-1
緑ヶ丘幼稚園	豊中市少路 2-3-2
カトリックさゆり幼稚園	吹田市古江台 1-17-1
ふじしろ幼稚園	吹田市藤白台 4-9-1
関西大学幼稚園	吹田市山手町 3-5-34
玉川学園幼稚園	吹田市高野台 4-2-1
山手幼稚園	吹田市山手町 1-15
青山幼稚園	吹田市青山台 4-5
千里丘学園幼稚園	吹田市新芦屋下 14-1
千里敬愛幼稚園	吹田市桃山台 2-1
千里山グレース幼稚園	吹田市千里山東 2-18-43
千里幼稚園	吹田市津雲台 4-6-1
サニー幼稚園	茨木市山手台 3-31-19
安威幼稚園	茨木市南安威 2-3-23
郡山敬愛幼稚園	茨木市新郡山 2-30-5
彩都敬愛幼稚園	茨木市彩都あさぎ 5-7-4

### ■ 認定こども園

名称	住所
みずず学園森町こども園	森町中 1-23-11
認定こども園牧落幼稚園	牧落 2-12-41
認定こども園聖母被昇天学院幼稚園	如意谷 1-10-11
宣真認定こども園	池田市天神 1-1-41
認定こども園せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園	豊中市新千里北町 3-2-1
蛭池文化幼稚園	豊中市蛭池西町 1-11-3
幼保連携型認定こども園神童幼稚園	豊中市千里園 2-4-5
認定こども園追手門学院幼稚園・おおてもんがくいんこども園	豊中市新千里南町 1-3-3
幼保連携型認定こども園豊中愛光幼稚園	豊中市末広町 1-2-28
認定こども園みどり丘幼稚園	豊能郡能勢町柏原 62-2
YMCA 松尾台幼稚園	兵庫県川辺郡猪名川町松尾台 2-2-2

### ■ 子育て支援センター

名称	住所
おひさまルーム「みのお」	箕面 6-3-1
おひさまルーム「かやの」	萱野 1-19-4
おひさまルーム「ひじり」	稲 6-14-34

## ■出張子育てひろば開催会場（平成26年度実績）

名称	住所
森町地区センター	森町中 1-1-6
Cube3110 彩都インフォ*ミュージアム	茨木市彩都あさぎ 7-1
彩都の丘学園	彩都粟生北 2-1-5
西南図書館	半町 4-6-39
東生涯学習センター	粟生間谷西 3-1-3
小野原多世代地域交流センター	小野原東 6-15-46
ヒューマンズプラザ(桜ヶ丘人権文化センター)	桜ヶ丘 4-19-3
とどろみの森学園	森町中 1-23-14
ギャラリーくらしの杜	彩都粟生南 1-16-29
多文化交流センター	小野原西 5-2-36
森町自治会館	森町北 2-13

## ■一時保育機能

名称	住所
小野原学園	小野原西 1-12-41
瀬川保育園	瀬川 3-2-6
箕面保育園	箕面 5-12-30
紅葉夢保育園	萱野 5-7-30
めばえ保育園	箕面 6-10-19
のいちご保育園	粟生新家 3-23-13
みすず学園森町こども園	森町中 1-23-11

## ■診療所（小児科）

名称	住所
(医)恵生会 吉本診療所	瀬川 2-4-11
(医)小池医院	桜ヶ丘 3-3-4
(医)児成会 ハラノ医院	新稲 7-14-17
(医)笠原小児科	百楽荘 2-3-7
(医)もみじの手箕面レディースクリニック分院	牧落 3-4-10
池尻医院	箕面 1-2-9
(医)六然会島こどもクリニック	箕面 6-4-46
いしい小児科・アレルギー科	船場西 1-8-22
豊能広域こども急病センター	萱野 5-1-14
箕面市立病院	萱野 5-7-1
(医)恵希会 さかもと医院	坊島 4-1-24
(医)つちたにこどもくりにつく	粟生外院 1-11-19
(医)荒木医院	粟生間谷西 2-6-4
田遠医院	粟生間谷西 1-1-12
(医)嵩美会 みほクリニック	粟生間谷東 5-25-23
(医)石田クリニック	小野原東 4-27-33
砂田医院	小野原東 5-4-12
滝沢小児科	小野原西 6-12-1
南医院	茨木市彩都あさぎ 3-2-32

## ■病院（診療科目に内科・外科を含む）

名称	住所
(医)啓明会 相原病院	牧落 3-4-30
(医)仁誠会 箕面正井病院	箕面 6-4-39
箕面市立病院	萱野 5-7-1
(医)マックスール巽今宮病院	今宮 3-19-27
(医)清順堂 ためなが温泉病院	今宮 4-5-24
(医)ガラシア会 ガラシア病院	粟生間谷西 6-14-1
(医)社団和風会千里リハビリテーション病院	小野原西 4-6-1
北大阪医療生活協同組合 照葉の里箕面病院	下止々呂美 561
医療法人友絃会彩都友絃会病院	茨木市彩都あさぎ 7-2-18

## ■診療所（診療科目に内科・外科を含む）

名称	住所
(医)秀悠会 中川クリニック 第二診療所	瀬川 4-3-60
(医)中西医院	半町 4-1-27
まつうら内科	半町 3-15-47
村田医院	瀬川 2-5-3
(医)恵生会 吉本診療所	瀬川 2-4-11
(医)和久本医院	半町 3-16-1
梅村内科クリニック	桜井 2-10-36
辻医院	桜井 1-27-48
ふるかわ医院	桜井 1-1-3
(医)箕伯会 やすむらクリニック	桜井 2-11-5
今井外科	桜 2-7-47
上ノ山内科	桜 6-4-12
尾尻外科医院	桜ヶ丘 3-1-5
(医)小池医院	桜ヶ丘 3-3-4
(医)しみず医院	桜ヶ丘 1-5-16
(医)中井内科	桜 4-3-8
(医)児成会 ハラノ医院	新稲 7-14-17
(医)桜箕会 前田内科クリニック	桜 4-11-15
山本循環器クリニック	桜ヶ丘 1-12-1
(医)太田クリニック	西小路 3-17-37
(医)笠原小児科	百楽荘 2-3-7
(医)武田クリニック	百楽荘 2-2-1
西小路中井医院	西小路 2-13-14
もみじ在宅診療所	西小路 3-1-11
もんた内科クリニック	西小路 5-5-18
あねがわ内科	箕面 6-5-7
池尻医院	箕面 1-2-9
久原医院	箕面 6-10-43
(医)なかクリニック	箕面 5-1-52
リー内科クリニック	箕面 5-13-37
菊池外科	萱野 2-2-28
首藤内科クリニック	船場西 1-8-9

(医)船場西ばばクリニック	船場西 1-6-7
田中内科医院	萱野 3-5-7
大黒医院	船場西 2-2-1
(医)中井胃腸科医院	稲 1-13-9
山口記念診療所	稲 6-15-26
りんどうクリニック	船場西 3-8-10
(医)是成外科胃腸科クリニック	如意谷 1-5-1
(医)恵希会 さかもと医院	坊島 4-1-24
(医)西本内科	坊島 3-19-11
(医)三木整形外科内科	如意谷 4-5-15
(医)神明会 印どうメディカルクリニック	白島 1-15-5
COM 内科クリニック	船場東 2-5-47
浅野内科	粟生外院 4-19-5
外院の里クリニック	粟生外院 3-6-8
(医)和心会ほそいクリニック	粟生外院 1-4-13
(医)荒木医院	粟生間谷西 2-6-4
おざわクリニック	粟生間谷西 3-7-9
くさかクリニック	粟生間谷東 1-33-3
田遠医院	粟生間谷西 1-1-12
仁寿クリニック	粟生間谷西 3-15-10
(医)石田クリニック	小野原東 4-27-33
砂田医院	小野原東 5-4-12
すみ内科クリニック	小野原東 5-2-8
(医)来香理会 内科外科 にいみ医院	小野原西 5-12-32
(医)吉田小野原東診療所	小野原東 6-24-3
南医院	茨木市彩都あさぎ 3-2-32

### ■ 高齢福祉施設（通所型）

名称	住所
照葉の里デイサービスセンターサルタリス	下止々呂美 561
ポラリスデイサービスセンター箕面牧落	西小路 3-5-15
あそびりクラブ西小路デイサービス	西小路 3-11-6
DAY-HOUSEときわ	西小路 4-2-24
パピルス箕面	牧落 2-7-15
メディカル介護センター楽園箕面市役所前	牧落 3-2-13
もみじデイサービス	牧落 3-14-32
あすなるリハビリデイサービス牧落	牧落 3-15-4
デイサービスあ・まノマノ箕面駅前	箕面 1-2-12
てんまり	箕面 2-6-33
みのおりハビリデイサービス	箕面 4-2-49
ライブデイサービス	箕面 5-11-7
メディカル介護センター楽園	箕面 6-1-11
ニチケアセンター箕面	箕面 6-6-52
あすなるディホーム	箕面 6-8-4
デイハウスクローバー	箕面 6-9-8
箕面桜デイサービス	桜 2-6-12

デイサービス涼風	桜 4-1-32
あそびりクラブ瀬川の家	瀬川 2-1-11
西南デイサービスセンターあそびりクラブ	瀬川 3-2-1
ビーナスクラブ石橋	瀬川 5-3-23
デイサービスセンターポプラ箕面半町	半町 1-11-16
あい・シビル	半町 2-12-22
デイハウス我が家	百楽荘 2-4-39
デイサービスセンター箕面の郷	石丸 1-14-1
箕面市社会福祉協議会稲デイサービスセンター	稲 1-14-5
紅葉の郷デイサービスセンター	稲 6-11-20
ゆずの郷デイサービスセンター	稲 6-14-36
デイサービス千里苑	今宮 4-22-2
特定非営利活動法人まちかどデイハウスいっぶく	萱野 1-6-20
樹楽箕面外院	外院 3-4-25
ひかりデイサービス	外院 3-7-1
リハ俱樂部船場	船場西 3-6-43
リハ俱樂部みのおデイサービス介護ステーション	船場西 3-8-11
フレンドリー船場	船場東 1-15-8
デイサービスセンターあすか箕面	西宿 3-6-11
あかつきデイ・サービス・センター	白島 3-16-1
ヒューマンライフケアみのお乃湯	坊島 4-8-15
箕面市立光明の郷ケアセンター	粟生新家 3-12-5
デイサービスでいらいと	粟生外院 3-7-14
通所介護リンゴの木	外院 2-14-1
デイサービス ロ・スカーロ あおまだに	粟生間谷西 3-5-7
デイサービスセンターはるくる	粟生間谷東 1-33-3
メディカル介護センター楽園小野原東	小野原東 3-9-40
樹楽小野原東	小野原東 5-8-6
箕面市立介護老人保健施設	萱野 5-8-2
介護老人保健施設ラ・アケソニア	白島 1-19-3
医療法人ガラシア会介護老人保健施設ニューライフガラシア	粟生間谷西 6-14-1
医療法人寿楽会介護老人保健施設箕面グリーンビラ	粟生間谷東 1-33-25
グループホームこまち	西小路 4-3-3
認知症対応型デイサービスラ・アケソニア	白島 1-19-3
白島荘グループホーム「華の家」デイサービス	白島 3-5-50
小規模多機能ホームこのか	半町 2-2-10
白島荘小規模多機能型居宅介護事業所「ひねもす」	粟生新家 3-12-5

■ 高齢福祉施設（入所型）

名称	住所
特別養護老人ホーム照葉の里	下止々呂美 561
特別養護老人ホーム箕面の郷	石丸 1-14-1
特別養護老人ホーム紅葉の郷	稲 6-11-20
箕面市立介護老人保健施設	萱野 5-8-2
特別養護老人ホームゆずの郷	稲 6-14-36
箕面市立介護老人保健施設	萱野 5-8-2

介護老人保健施設ラ・アケソニア	白島 1-19-3
特別養護老人ホーム白島荘	白島 3-5-50
あかつき特別養護老人ホーム	白島 3-16-1
医療法人ガラシア会介護老人保健施設ニューライフガラシア	粟生間谷西 6-14-1
医療法人寿楽会介護老人保健施設箕面グリーンビィラ	粟生間谷東 1-33-25
アミーユ箕面	新稲 5-16-50
介護付有料老人ホームたのしい家箕面	半町 3-14-10
ファンライフ箕面	粟生間谷東 1-14-8
メディカルホームくらは箕面小野原	小野原東 5-25-8
アクティブライフ箕面	小野原東 6-24-3
グループホームこまち	西小路 4-3-3
あそびりクラブ西小路の家	西小路 3-11-6
あすなるグループホーム牧落	西小路 3-15-4
グループホームリップル箕面	桜 1-7-15
グループホーム花こまち	百楽荘 1-8-18
グループホームラ・アケソニア	白島 1-19-3
白島荘グループホーム「華の家」	白島 3-5-1
グループホーム ロ・スカーロ あおまだに	粟生間谷西 3-5-7
養護老人ホームゆずの郷	稲 6-14-36
メイプルガーデン	稲 6-11-20
箕面の郷	石丸 1-14-1

### ■ 高齢福祉施設（訪問型）

名称	住所
てりは箕面北ケアプランセンター	下止々呂美 561
あじさい箕面ケアセンター	西小路 1-8-11
あゆみケアプランセンター箕面	西小路 2-9-29
エルケア株式会社エルケア箕面ケアプランセンター	西小路 3-1-11
ケアプラン元気づくり	西小路 3-2-24
すみれケアプランセンター	西小路 5-3-6
有限会社ユニバース	新稲 7-6-35
メッセージケアプランセンター箕面	箕面 4-8-43
ニチイケアセンター箕面	箕面 6-6-52
ケアプラン仁	箕面 7-6-6
ケアプランセンターかりん	牧落 1-19-14
夕鶴箕面営業所	牧落 2-7-15
箕面桜ケアプランセンター	桜 2-6-12
照葉の里居宅介護支援事業所	桜井 1-13-22
クレールケアプラン	桜井 2-5-7
あそびりクラブ居宅介護支援事業所	瀬川 2-1-11
あい・シビル箕面ケアプランセンター	半町 2-12-22
ケアプランセンターポプラ箕面半町	半町 1-11-16
居宅介護支援事業所箕面の郷	石丸 1-14-1
ケアプランセンターアリス箕面	稲 5-2-40
ゆずの郷ケアプランセンター	稲 6-14-36
箕面市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	船場西 1-11-35

ケアプランセンターあすか箕面	西宿 3-6-11
有限会社ホームケアー北摂	如意谷 2-10-35
白島荘居宅介護支援事業所「はくしま」	白島 3-5-50
あかつき居宅介護支援事業所	白島 3-16-1
医療法人ガラシア会ケアプランガラシア	粟生間谷西 6-15-2
居宅介護支援事業所アケソニア	粟生間谷西 3-5-7
社会医療法人寿楽会箕面グリーンピィラ居宅介護支援事業所	粟生間谷東 1-33-25
ケアプランセンターもみじ	小野原西 1-2-19
医療法人ユリス会ケアプランセンター 優とぴあ	小野原西 2-16-18
ケアプランセンターフィット・箕面	粟生間谷東 2-24-5
訪問介護やまふじ	森町北 2-2-11
エルケア株式会社エルケア箕面ケアセンター	西小路 3-1-11
さくら・介護ステーションクラセル	牧落 2-7-10
パピルス箕面営業所	牧落 2-7-15
介護センターすまいるらいと	牧落 2-20-18
あすなる訪問介護牧落	牧落 3-15-4
かえでケアステーション	箕面 4-8-22
メッセージケアサービス箕面	箕面 4-8-43
ケアサービス笑顔	桜 1-13-32
箕面桜ケアセンター	桜 2-6-12
介護サービスますみ	桜 2-7-1
有限会社快身介護サービス	桜井 1-1-28
クレールヘルパーサービス	桜井 2-5-7
有限会社在宅福祉サービスマインド	桜井 2-10-5
訪問介護ライオン	桜ヶ丘 1-4-21
訪問介護ステーションポプラ箕面半町	半町 1-11-16
サポートベース凜・箕面	半町 2-2-33
ケアセンターきぼう	桜ヶ丘 1-7-30
訪問介護ステーションリアンハーモニー箕面	半町 2-4-2
ヘルパーステーション箕面の郷	石丸 1-14-1
訪問介護事務所アケソニアケアセンター	白島 1-1-33
巽病院介護老人保健施設ホームケアステーション箕面	今宮 3-19-28
生活支援センターグットライフ箕面	百楽荘 2-4-39
公益社団法人箕面市シルバー人材センター訪問介護事業所	稲 1-11-2
ヘルパーステーションあん	稲 2-7-12
ゆずの郷ヘルパーステーション	稲 6-14-36
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会ホームヘルプサービス	船場西 1-11-35
earth ケアサービス	船場東 2-6-46
ヘルパーステーションあすか箕面	西宿 3-6-11
ホームケアー北摂	如意谷 2-10-35
白島荘訪問介護事業所「はくしまヘルパー」	白島 3-5-50
あかつきホーム・ヘルパー・ステーション	白島 3-16-1
ヘルパーステーションいち	萱野 1-8-20
アットホーム訪問介護ステーション箕面	萱野 5-12-6
でいらいと	粟生外院 1-11-22
あい・シビル外院訪問介護事業所	粟生外院 6-2-33

ヘルパーステーションほくと	粟生新家 3-5-19
医療法人ユリス会ケアステーション 優とびあ	小野原西 2-16-18
ケアセンターもみじ	小野原西 1-2-19
スーパーコート箕面小野原訪問介護事業所	西宿 3-6-16
箕面市社会福祉協議会東部ホームヘルプサービス	小野原東 3-13-29
ケアセンターフィット・箕面	彩都粟生南 2-12-25
あそびりクラブ訪問看護ステーション	西小路 3-11-6
愛とまごころ訪問看護ステーション	牧落 1-4-18
アットホーム訪問看護ステーション池田 箕面サテライト	牧落 3-7-22
みのおりハビリ訪問看護ステーション	箕面 4-2-51
訪問看護ステーション・Art de vivre(アール・ビヴル)	桜 5-20-22
リハビリ訪問看護ステーションココア	桜井 1-2-29
しずか訪問看護ステーション	稲 5-2-14
ファミフル訪問介護ステーション	西宿 2-1-25
医療法人ガラシア会ガラシア訪問看護ステーション	粟生間谷西 6-15-2
在宅看護センター養生訪問介護ステーション	粟生外院 4-2-24
スーパー・コート箕面小野原訪問介護ステーション	西宿 3-6-16
箕面市立病院訪問リハビリテーション事業所	萱野 5-7-1
介護老人保健施設ラ・アケソニア	白島 1-19-3
社会医療法人寿楽会介護老人保健施設箕面グリーンビィラ	粟生間谷東 1-33-25
巽病院 定期巡回・臨時対応型 訪問介護看護事業所箕面	今宮 3-19-28

#### ■通所型障害福祉施設（18歳以上対象通所系サービス）

名称	住所
箕面市立障害者福祉センターささゆり園	西小路 3-9-9
支援センターい〜な・グーテン	萱野 5-12-1
明光ワークス	稲 6-15-26
箕面市障害者雇用支援センター	稲 1-11-2
わんすてっぷ	瀬川 3-3-21
箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり	瀬川 3-3-21
いきがいワーク	船場西 1-13-25
支援センターい〜な・箕面育成園	稲 6-15-26
障害者作業所すきっぷ	如意谷 4-1-15
シエスタ	瀬川 2-5-14
もみじの家	箕面 3-9-19
あっとほーむ	外院 3-7-35
箕面東部自立センターZEROの家	小野原東 2-2-21
生活介護事業所 ジョイント	桜井 3-1-1
そよかぜの家	桜井 3-8-2
ぐりーん&ぐりーん	箕面 4-8-30
桜ほのぼの苑	桜 4-11-15
ハンド・イン・ハンド	西小路 3-16-11
パオみのお	船場西 1-11-35
光明の郷ケアセンター	粟生新家 3-12-5

### ■通所型障害福祉施設（18歳未満対象障害児通所系サービス）

名称	住所
箕面市児童発達支援事業所あいあい園	萱野 5-7-1
こども発達支援センター青空	稲 6-15-26
まめべや	船場西 3-8-6
どれみ	船場西 2-19-9
地域交流センターさんかくひろば	牧落 3-2-15
地域支援センターわとと	船場東 2-6-46
スマイルブーケ放課後等デイサービスたんぼぼハウス	西宿 3-17-31
放課後等デイサービス麦の子	萱野 1-19-4
ドリームケアデイサービス如意谷	如意谷 3-1-12
放課後等デイサービススマイルアニーズ	粟生外院 5-1-15
はつかぜ(重症心身障害児通所支援事業所)	小野原東 3-5-38
わんろーり	箕面 3-15-13
スマイルブーケ放課後等デイサービスたんぼぼクラブ	今宮 4-20-2

### ■図書館

名称	住所
中央図書館	箕面 5-11-23
東図書館	粟生間谷西 3-1-3
桜ヶ丘図書館	桜ヶ丘 4-19-3
萱野南図書館	船場西 3-8-22
萱野中央人権文化センター	萱野 1-19-4
西南図書館	半町 4-6-39
小野原図書館	小野原西 5-2-36

### ■市民ホール

名称	住所
市民会館(グリーンホール)	西小路 4-6-1
メイプルホール	箕面 5-11-23

### ■社会教育施設

名称	住所
中央生涯学習センター	箕面 5-11-23
東生涯学習センター	粟生間谷西 3-1-3
西南公民館	瀬川 3-2-5
第四中学校開放教室	石丸 1-17-1
市民会館(グリーンホール)	西小路 4-6-1
メイプルホール	箕面 5-11-23
箕面文化・交流センター	箕面 6-3-1
郷土資料館	箕面 6-3-1
萱野三平記念館	萱野 3-10-4
多文化交流センター	小野原西 5-2-36
第一総合運動場・市民体育館(スカイアリーナ)	新稲 2-14-45
第一総合運動場・武道館	新稲 3-12-1
第二総合運動場	外院 1-2-3

青少年教学の森野外活動センター	新稲 2-257-3
青少年指導センター	箕面 6-3-1
止々呂美ふるさと自然館	下止々呂美 962
野外活動緑地	下止々呂美 727
小野原多世代地域交流センター	小野原東 6-15-46

### ■ スポーツ施設

名称	住所
カーブス小野原東	小野原東 1-11-10
カーブス箕面市役所前	西小路 3-1-15
キックスタイル	瀬川 5-3-3
げんきジム	船場西 3-8-8
コスパみのお	坊島 4-1-24
ジグススタジオ	船場東 2-4-1
スタジオルーツ・ワン	西小路 2-6-13
ライフスポーツKTV石橋	瀬川 4-3-43
大阪府立稲スポーツセンター	稲 6-15-26
極真カラテ橋爪道場	箕面 1-8-1
箕面桜井テニスクラブ	桜 6-3-17
第一総合運動場・市民体育館(スカイアリーナ)	新稲 2-14-45
第一総合運動場・武道館	新稲 3-12-1
第二総合運動場	外院 1-2-3

### ■ コミュニティセンター等

名称	住所
北小会館(北斗の家)	箕面 3-9-11
南小会館(桜のまちな家)	桜井 1-1-15
箕面小会館(日時計の家)	百楽荘 1-9-13
豊川北小会館(鐘の鳴る家)	粟生間谷西 3-10-35
萱野小会館(くすの木の家)	船場西 1-11-44
豊川南小会館(太陽の家)	小野原東 3-1-31
西小会館(星座の家)	新稲 4-11-14
萱野東小会館(灯ろうの家)	石丸 2-4-15
西南小会館(かがり火の家)	半町 3-15-4
東小会館(みどりの家)	粟生間谷西 1-2-2
中小会館(四季彩の家)	稲 1-14-5
萱野北小会館(如意谷の里)	如意谷 2-10-45
彩都の丘会館(天空の家)	彩都粟生南 7-7-53
箕面森町地区センター	森町中 1-1-6
箕面森町自治会館	森町北 2-13-2

### ■ 集会場機能のある施設

名称	住所
中央生涯学習センター	箕面 5-11-23
東生涯学習センター	粟生間谷西 3-1-3

西南公民館	瀬川 3-2-5
第四中学校開放教室	石丸 1-17-1
市民会館(グリーンホール)	西小路 4-6-1
メイプルホール	箕面 5-11-23
箕面文化・交流センター	箕面 6-3-1
萱野中央人権文化センター	萱野 1-19-4
桜ヶ丘人権文化センター	桜ヶ丘 4-19-3
みのお市民活動センター	坊島 4-5-20
総合保健福祉センター	萱野 5-8-1
西南図書館	半町 4-6-39
多文化交流センター	小野原西 5-2-36
小野原多世代地域交流センター	小野原東 6-15-46

### ■ コンビニエンスストア

名称	住所
アズナス箕面店	箕面 1-1-1
コミュニティストア箕面しんまち店	森町中 1-1-6
サークルK箕面船場店	船場西 1-4-4
サークルK/粟生外院店	粟生外院 2-17-6
サークルK/箕面小野原店	小野原東 1-9-45
菅原コンビニエンスストア	桜ヶ丘 1-12-40
セブン-イレブン箕面5丁目店	箕面 5-1-11
セブン-イレブン箕面船場東店	船場東 2-1-20
セブン-イレブン箕面西宿2丁目店	西宿 2-6-10
セブン-イレブン/箕面坊島5丁目店	坊島 5-1-32
セブン-イレブン/箕面粟生間谷東店	粟生間谷東 1-31-20
セブン-イレブン/箕面今宮4丁目店	今宮 4-10-48
セブン-イレブン/箕面小野原西店	小野原西 6-13-34
セブン-イレブン/箕面彩都南店	彩都粟生南 1-17-37
セブン-イレブン/箕面森町南店	下止々呂美 539-1
セブン-イレブン/箕面西小路店	西小路 3-17-2
ファミリーマート牧落駅前店	桜 4-1-24
ファミリーマート箕面小野原東店	小野原東 5-8-12
ファミリーマート箕面市役所前店	牧落 1-7-25
ファミリーマート箕面瀬川二丁目店	瀬川 2-3-50
ファミリーマート/彩都粟生南店	彩都粟生南 2-12-1
ファミリーマート/箕面稲店	稲 2-2-1
ファミリーマート/箕面小野原西店	小野原西 6-1-7
ファミリーマート/箕面繊維団地店	船場東 3-6-54
ファミリーマート/箕面船場店	船場西 3-1-1
ファミリーマート/箕面新稲店	新稲 5-1-28
ファミリーマート/箕面西宿店	西宿 1-6-7
ファミリーマート/箕面如意谷店	如意谷 1-8-54
ファミリーマート/箕面白島店	白島 2-29-19
ファミリーマート/箕面半町店	半町 4-1-31
ヤマザキデイリーストア箕面桜井店	桜井 2-1-20

ローズマート	箕面 8-6-40
ローソン箕面西宿2丁目店	西宿 2-22-2
ローソン箕面牧落三丁目店	牧落 3-14-39
ローソン／瀬川店	瀬川 5-2-3
ローソン／新稲店	新稲 7-9-10
ローソン／箕面稲店	稲 1-11-11
ローソン／箕面今宮三丁目店	今宮 3-19-28
ローソン／箕面小野原東店	小野原東 3-9-29
ローソン／箕面萱野1丁目店	萱野 1-7-21
ローソン／箕面外院3丁目店	外院.3-4-31
ローソン／箕面桜3丁目店	桜 3-1-17
ローソン／箕面坊島店	坊島 4-10-2

### ■ スーパーマーケット

名称	住所
イオン箕面店	西宿 1-15-30
関西スーパーマーケット／小野原店	小野原東 5-1-1
北乃屋箕面店	桜 5-13-11
業務スーパーTAKENOKO箕面店	今宮 3-5-22
業務スーパー坊島店	坊島 1-1-8
グルメシティ桜井店	桜井 2-9-33
株式会社コノミヤ箕面店	粟生間谷西 2-6-3
コーヨー箕面店	箕面 6-5-21
サンディ箕面小野原店	小野原西 6-13-11
サンディ箕面東店	箕面 5-13-6
食品館アプロ箕面店	粟生間谷東 1-34-5
スーパーノダヤ	船場西 2-12-4
阪急オアシス箕面店	瀬川 5-1-1
阪急桜井市場	桜井 2-10-5
株式会社ピーコックストア／箕面外院店	粟生外院 1-17-35
株式会社ピーコックストア／箕面桜ヶ丘店	桜ヶ丘 3-14-16
フレスコ桜井店	半町 3-15-10
マックスバリュ箕面外院店	石丸 2-10-70
株式会社マルヤス箕面店	粟生間谷西 3-13-1
みのおいかり	箕面 6-5-16
箕面マーケットパークヴィソラ	西宿 1-17-22
ライフ箕面店	稲 1-10-13
楽市箕面船場店	船場東 3-5-39

### ■ ドラッグストア

名称	住所
サンドラッグ箕面桜店	桜 1-7-6
サンドラッグ箕面店	坊島 1-1-20
キリン堂／粟生間谷店	粟生間谷西 3-10-30
キリン堂／坊島店	坊島 1-2-50
サーバ箕面今宮店	今宮 4-10-54

サーバ箕面石丸店	石丸 2-16-13
TAKIYA箕面店	西小路 2-8-28
TAKIYA／小野原店	小野原東 6-1-30
TAKIYA／小野原西店	小野原西 6-2-3
ビクトリー箕面店	瀬川 5-1-1
文化屋薬店	百楽荘 1-2-24
ユニカムドラッグ箕面東店	粟生外院 1-15-4
ライフオート小野原店	小野原西 6-12-17
ライフオート佐久良店	桜 1-1-1

---

## 箕面市立地適正化計画

平成 28 年（2016 年）2 月 発行

発行 / 箕面市

---

印刷物番号
-------

27-20
-------